

■ 令和8年度第1回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 議事録

日 時	令和8年8月25日（火） 13:30～14:25
場 所	八戸市庁 本館3階 議会第一委員会室
出席委員	松橋 光宜 委員 木村 和彦 委員 東山 国男 委員 檜山 義則 委員 坂本 美洋 委員 野田 賢子 委員 以上6名
欠席委員	吉田 守実 委員 西野 祐希 委員 山口 徹 委員 上田 武男 委員 以上4名
市出席者	藤田 福祉部長兼福祉事務所長 三浦 福祉部次長兼障がい福祉課長 町井 高齢福祉課長 事務局：福祉政策課4名 大沢 福祉部次長兼福祉政策課長 奥瀬 主幹（福祉政策GL）、清川 主事、中村 主事 以上7名
議 事	第4期八戸市地域福祉計画の令和7年度事業実施状況報告について
結果概要	上記議事について報告・説明し、委員の了承を得た。（以下、議事詳細）

◆次第

- 1 開会
- 2 専門分科会長あいさつ
- 3 議事 第4期八戸市地域福祉計画の令和7年度事業実施状況報告について
- 4 閉会

◆議事録

開会

司会

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
定刻となりましたので、ただ今から「令和8年度 第1回 八戸市健康
福祉審議会 社会福祉専門分科会」を開催いたします。

私は、本日の進行を務めます、福祉政策課の奥瀬と申します。よろしく
お願いいたします。

それでは、会議に入る前に、本日の資料を確認させていただきます。

【資料確認】

それでは、会議に移りたいと思います。

本日の会議でございますが、吉田守実委員、山口徹委員、西野祐希委
員、上田武男委員が欠席ですが、10名中6名に出席いただいていること
から、当審議会規則第4条第2項及び第5条第11項の規定により会議
の成立要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

新任委員紹介

司会

はじめに、今年度新たに委嘱となった委員の方をご紹介いたします。
お名前をお呼びしますので、その場にご起立ください。

【新任委員紹介】

以上で、新たに委嘱されました委員の紹介を終わります。

専門分科会長あいさつ

司会

まず初めに、坂本専門分科会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。
よろしくお願いいたします。

専門分科会長

【専門分科会長あいさつ】

司会

ありがとうございました。

それでは議事に入ります。

当審議会規則第5条第11項の規定により、専門分科会の会議は、専門

司会

分科会長がその議長となることとされていることから、坂本会長に議長を務めていただきます。
坂本会長よろしくお願いいたします。

議事

専門分科会長

はい、それでは次第に従い、早速議事を進めます。
皆様のご協力をいただきまして、円滑に議事を進めて参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

早速議事ですが、第4期八戸市地域福祉計画の令和7年度事業実施状況報告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料1から資料3をご用意ください。
第4期計画では、「人と人、人と地域が支え合い、誰もが生きがいを持って自分らしく暮らせる地域づくり」という基本理念の下に、4つの基本目標と目標ごとに基本施策を設定し、個別の事業を実施しております。
資料1には、計画登載事業の令和7年度の実施状況及び評価指標数値のグラフ等を掲載しております。
資料2は、計画登載事業について、前回、令和6年度の報告以降に変更があった箇所を一覧にしたものになります。
資料3は、資料2の変更箇所を反映させた後の登載事業一覧となります。
参考資料として、八戸市社会福祉協議会様が策定している地域福祉活動計画の取り組み状況の報告資料を提供いただいております。市の地域福祉計画と市社協の地域福祉活動計画は、相互に連携・協働しながら、一体的に地域福祉を推進していくものです。このことから、資料には関連の深い地域福祉計画登載事業の事業No.を朱書きで付記しておりますので、両計画が連携して事業を推進していることの確認にお使いください。

登載事業の実施状況並びに基本目標ごとに設定した評価指標の達成状況については、毎年度、こちらの社会福祉専門分科会に報告し、点検・評価を行っていくこととしています。
議事では、令和7年度の事業実施状況について報告させていただき、委員の皆様の忌憚のないご意見等を頂戴できればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、事業実施状況について説明に入ります。

時間の都合上、主な事業を抜粋して説明いたします。また、事業実施状況シートの見方について、口頭での説明は省略させていただきます。どうぞご了承ください。

福祉部次長兼

福祉政策課長

それでは、資料 1 の 8 ページをご覧ください。

基本目標 1「健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくり」では、4 施策、35 事業を掲載しています。

基本施策 1「健康づくりの推進」では、10 事業を掲載しております。

10 ページをご覧ください。No.1「地域包括支援センター運営事業」、No.2「介護予防センター運営事業」について、高齢福祉課から説明いたします。

高齢福祉課長

それでは、No.1「地域包括支援センター運営事業」につきましてご説明をさせていただきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活続けられるように高齢者福祉に関する様々な相談・支援を行う総合機関として、市内 12 圏域に委託型地域包括支援センター（高齢者支援センター）を設置しております。

各センターには保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職を配置し、3 職種の連携により、地域の高齢者の総合相談および地域の支援体制づくり、介護予防支援などを行っております。

次に、取組実績でございますが、令和 7 年度の高齢者支援センターの総合相談件数は、8,338 件、介護予防把握事業として、介護予防が必要な高齢者を早期に把握し、要支援・要介護状態への重症化を防止することを目的とした訪問を 4,181 件実施したほか、地区の住民が集い、介護予防や認知症予防に関する様々な事業を行う介護予防教室を 453 回開催しております。

また、個別の課題や地域の課題を話し合う地域ケア会議を 72 回、地域課題について圏域で話し合う会議を 20 回開催し、関係機関や専門職との支援体制の構築に努めております。

市におきましては、基幹型地域包括支援センターとして、高齢者支援センターを統括し、関係職員会議や研修会を開催しておりますほか、毎年全ての高齢者支援センターを訪問し、各業務の運営等に関する相談に対応するなどの後方支援を行っております。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ

るよう、支援体制の充実に努めてまいります。

続きまして9ページ、No.2「介護予防センター運営事業」につきましてご説明をさせていただきます。

事業の概要でございますが、高齢者自らが、日頃から健康を意識し、主体的に介護予防及び認知症予防に取り組むことができるよう、保健師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士・介護支援専門員等の専門職を配置し、介護予防事業および認知症予防事業を実施するものでございます。

取組実績でございますが、広報はちのへ等で事業の周知を行ったほか、介護予防、認知症予防事業につきましては、体操会は延べ7,982人、1回当たりの平均参加者数は約23人、集いの場は、延べ6,153人、1回当たりの平均参加者数は約21人でございました。

また、介護予防相談は53人、介護予防教室は12回開催し、194人、思い出回想法は、延べ51人の参加がございました。

認知症支援事業につきましては、認知症の人を抱える家族のつどいへの協力は6回、認知症カフェは6回開催し、延べ91人の参加がございました。

家族介護支援事業につきましては、家族介護教室は3回開催し、延べ47人、認知症フォーラムが284人の参加がございました。

介護予防センターで実施する事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行いたしました令和5年度と昨年度、令和7年度を比較いたしますと、体操会や集いの場の利用者数は約2倍に増加をしております。

今後も高齢者の介護予防の拠点としてより多くの方に利用していただけるよう周知に努め、介護予防を推進してまいります。

私からは以上でございます。

次に、基本施策2「高齢者や障がい者等の社会参加の促進」では、17事業を掲載しております。

16ページ下段をご覧ください。No.12「鷗盟大学運営事業」について高齢福祉課から説明の後、引き続き、No.17「障がい者バス特別乗車証交付事業」、No.19「意思疎通支援事業」、No.22「障がい者就労支援団体ネットワーク事業」について、障がい福祉課から説明いたします。

それでは、高齢福祉課からお願いいたします。

引き続き、No. 12「鷗盟大学運営事業」につきましてご説明をさせていただきます。

事業概要でございますが、満 60 歳以上の市民が入学できる 2 年制の大学を運営し、一般教養科目のほか、「生活福祉科」「園芸科」それぞれの課程に沿った専門科目を学習する機会を提供するものでございます。

取組実績でございますが、「生活福祉科」「園芸課」でそれぞれの課程に沿った専門科目の学習を各学年とも学習計画どおりに実施いたしました。なお、令和 7 年度の入学者数は 80 人でございました。

クラブ活動は、書道クラブやパークゴルフ同好会、民謡・歌謡クラブなど 18 クラブがそれぞれ活動を実施いたしました。

ボランティア活動は年 2 回行いまして、一つは種差海岸での外来植物オオハンゴンソウの除去のボランティア活動で、参加者数は 135 人、もう一つは、大須賀海岸での清掃ウォークで 137 人の参加がございました。

次に、総合美術展でございますが、こちらは二日間にわたり八戸市美術館で開催し、739 人の参加がございました。

芸能発表会は、八戸市公会堂において開催し、725 人の参加者がございました。

2 年間の学習計画では、八戸の文化や歴史、校外学習、学内行事など多様なカリキュラムを組み込んでいるほか、クラブ活動やボランティア活動を通して、学生の皆様方には、充実した学生生活を過ごしていただいているものと思っております。

なお、今年は、鷗盟大学が開校してから 50 周年という大きな節目を迎える年となっております。本年 10 月 5 日月曜日には、八戸プラザホテルアーバンホールにおいて、創立 50 周年記念行事を開催する予定となっております。

私からは以上でございます。

それでは 19 ページ、No.17「障がい者バス特別乗車証支給事業」についてご説明いたします。

通称「ほほえみ共通バス券」と呼んでおります障がい者バス特別乗車証を、手帳の交付を受けている 6 歳以上の障がい者を対象に、所得に応じ、0 円、1000 円、2000 円の年間利用料をご負担いただき、交付する事業となっております。

令和 4 年度からは、地域連携 IC カード「ハチカ」にほほえみ共通バス券の機能を付与する形で交付しております。こちらの IC カード「ハチカ」は市営バスと南部バスの市内全路線での利用が可能となっております。

令和 7 年度は交付者数が 4,323 件となっており、障がい者の皆さんの社会活動の促進および、生活圏の拡大を図っているものでございます。

次に、20 ページ、No. 19「意思疎通支援事業」についてご説明いたします。

この事業は、聴覚障がい者の方たちが、手話通訳の方または要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するほか、手話通訳者等の養成講座行う事業でございます。

令和 7 年度の手話通訳者の派遣件数は 623 件、要約筆記者の派遣件数は 0 件でしたが、緊急の依頼を含めまして、全ての依頼に対応させていただいております。

続いて、養成講座につきましては、「八戸市ろうあ協会」に事業を委託して実施しております。令和 7 年度の全受講者 64 人中 58 人の方が講座を修了しております。この講座の修了者 12 名の方が、「県の手話通訳者・登録試験」に臨み、2 名の方が合格しております。この 2 名の方は当市の手話通訳者派遣事業に登録いただいております。

引き続き、聴覚に障がいのある方の、意思疎通や情報を取得する機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。

続いて、21 ページ、No. 22「障がい者就労支援団体ネットワーク事業」についてご説明いたします。

この事業は、障がい者の就労支援を促進を図ることを目的に、公的機関、特別支援学校や就労継続支援サービス事業所等 84 団体が、情報共有等を行うものとなっております。

この事業は、八戸市社会福祉協議会に委託して実施しているものです。

令和 7 年度は、障がい者を取り巻く就労環境等に関する情報共有等の会議 5 回のほか、研修会を 1 回開催しております。なお、この研修会は、精神・発達障がい者しごとサポーター講座として、精神発達障がい者とともに働く上でのポイントがどのようになっているのかということテーマに実施し、参加者 49 人の方がいらっしゃいました。

障がい者就労支援団体ネットワーク事業についてのご説明は以上でございます。

次に、基本施策 3「地域医療体制の整備」では、4 事業を掲載しています。

24 ページ下段をご覧ください。No. 28「救急医療体制整備事業」につい

て、担当は保健総務課になります。

事業概要は、医療機関・救急患者搬送機関等と連携し、初期救急から重篤・重症な救急患者まで、症状等に応じた救急医療が行える体制を整備するというものです。

取組実績として、第 1 次救急では、休日夜間急病診療所運営事業、休日歯科診療所運営事業、休日夜間当番薬局事業の 3 事業、第 2 次救急では、病院群輪番制運営事業、第 3 次救急では救命救急センター運営事業により、救急医療の確保を図りました。

次に、基本施策 4「多様な働き方、生き方が選択できる環境の整備」では、4 事業を掲載しています。

26 ページ下段をご覧ください。No. 32「男女共同参画情報発信事業」について、担当は市民連携推進課になります。

事業概要は、固定的性別役割分担意識を払しょくし、男女共同参画意識の醸成を図るため、情報誌・広報誌、ホームページなどの媒体で、身近な場面での男女共同参画の話題提供・情報発信を行うというものです。

取組実績は、男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」を年 2 回発行し、10 月発行の秋号は 15,000 部、3 月発行の春号は 8,000 部をそれぞれ 600 か所程度に配布しました。秋号については、町内会での班回覧も実施しました。

また、広報はちのへに国の男女共同参画週間お知らせ記事や八戸市男女共同参画推進月間啓発記事を掲載したほか、国の制度やセミナー情報、男性の家事参画意識の醸成を図るため制作した男女間の家事の偏りなどをテーマとした動画を、市ホームページ等に掲載し、情報発信しました。

基本目標 1 については以上となります。

続きまして、資料 29 ページをご覧ください。基本目標 2 の「個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制づくり」では、4 施策、43 事業を掲載しています。

まず、施策 1「自立支援と権利擁護の推進」では、18 事業を掲載しています。

33 ページ下段をご覧ください。No. 44「市民後見推進事業」について、高齢福祉課から説明いたします。

高齢福祉課長

それでは、No. 44「市民後見推進事業」につきましてご説明をさせていただきます。

事業の概要でございますが、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が、成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、市民後見人の養成及び市民後見人候補登録者が適切に活動できるよう支援し、権利擁護の推進を図るものでございます。

当市では、権利擁護の推進を図るための各種業務を八戸市社会福祉協議会に委託してございまして、市民後見人フォローアップ研修会の開催や市民後見人の活動支援、後見人受任後の継続的な支援を行っております。市におきましては、市民後見人の名簿管理を行うほか、成年後見制度の利用支援等に関する必要事項の審議を行うための市民後見人推進協議会を開催しているところでございます。

次に、取組実績でございますが、令和 7 年度は、市民後見人フォローアップ研修会を 4 回開催したほか、市民後見人の名簿管理及び活動支援を随時行いながら、市民後見人推進協議会を開催いたしました。

今後、市民後見人がいつでも活動することができるよう研修の機会を設けるということで、フォローアップ研修を今年度も継続して開催するとともに、市民後見人が不足している現状を踏まえまして、今年度は、令和 4 年度以来、4 年ぶりに「市民後見人養成研修」を実施する予定としております。

私からは以上でございます。

福祉部次長兼
福祉政策課長

次に、基本施策 2「相談支援体制の充実と適切な情報発信」では、16 事業を掲載しています。

39 ページ上段をご覧ください。No. 55「障がい者相談支援事業」について、障がい福祉課から説明いたします。

福祉部次長兼
障がい福祉課長

それでは、No.55「障がい者相談支援事業」についてご説明いたします。

この事業は、障がい者の方が、地域で自立した生活を営むことができるように、専門相談員が、障がい者やそのご家族からの相談に応じ、障がい福祉サービスの利用支援や権利擁護のため、必要な情報の提供および援助を行う事業となっております。

この事業は、資料に記載しておりますとおり、三法人に委託しております。こちらの三法人は、医療法人清照会が運営する「ぴあみなと」、社会福祉法人杏林会が運営する「ハートステーション」、公益財団法人こころすこやか財団が運営している「青明舎」の計三法人となっております。

福祉部次長兼
障がい福祉課長

令和 7 年度の実績は三法人の合計となりますが、1,058 人の方のご相談を受付しており、相談件数としては10,619 件の相談が寄せられております。こちらの相談に対しては、必要な情報提供、助言、その障がい者の方がご利用できる障害福祉サービスの種類や手続きについての回答をしているところであります。

説明は以上でございます。

福祉部次長兼
福祉政策課長

それでは 46 ページ上段をご覧ください。No. 66「こども家庭センター事業」について、担当はすくすく親子健康課、こども家庭相談室となります。

本事業は、令和 6 年度より開始したものであり、事業概要としては、児童福祉機能として、こどもとその家族および妊産婦等を対象に、福祉に関し必要な支援に係る業務を行い、要支援児童や家庭等への支援業務の強化を図るとともに、母子保健機能として、妊産婦等の妊娠期から子育て期までの総合的な支援を行うというものです。

取組実績としては、毎月、合同ケース会議を開催し、定例会議では 535 件、随時会議では 12 件のケースを取り上げ、情報共有を行いました。

また、合同サポートプランの作成についても検討し、10 件の合同サポートプランを作成しました。

46 ページ下段をご覧ください。No. 67「親子関係形成支援事業」について、担当はこども家庭相談室となっております。

本事業は、令和 7 年度より開始したものであり、事業概要としては、子育ての悩みや不安を抱える保護者と児童を対象に、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、発達段階に応じた情報提供、相談、助言を実施するとともに、保護者同士が悩みを共有し、情報交換できる場を設けるというものです。

取組実績としては、全 7 回のペアレントトレーニングを、二つの日程に分けて実施し、13 世帯 14 人が参加いたしました。ペアレントトレーニングとは、こどもの行動を理解し、こどもに合ったほめ方や伝え方を学ぶプログラムであり、保護者が「困った行動」への対応方法を知り、こどもへの関わり方を変えることで、こどもの好ましい行動を増やし、成長を促すことを目的としています。

次に、基本施策 3「課題解決に向けたネットワークの構築」では、5 事業を掲載しています。

49 ページ下段をご覧ください。No. 71「ひきこもり支援ネットワーク会議の開催」について、担当は保健予防課になります。

事業概要としては、地域支援者、行政機関の職員、その他ひきこもりの相談関係者などの関係機関が相互に連携し、ひきこもりの支援の充実を図るというものです。

取組実績としては、令和 7 年 7 月 17 日にひきこもり支援ネットワーク会議を開催し、庁外関係機関 13 団体、庁内関係課 7 課、計 20 機関・26 人が出席しました。実施要領の改正を行い、会議名称を「ひきこもり支援ネットワーク会議」へ変更し、参集範囲に市内精神科病院や相談支援事業所等を追加し、ひきこもり支援体制の充実を図りました。

次に、基本施策 4「再犯防止施策の推進」では、4 事業を掲載しています。

52 ページをご覧ください。No. 76「協力雇用主への入札優遇措置」について、担当は契約検査課になります。

事業概要としては、建設工事に競争入札参加者資格審査における主観的評価項目に、保護観察所に協力雇用主として登録している企業へ加算する制度を導入し、制度の周知に努め、刑務所・少年院出所者の生活安定を図るものです。

取組実績としては、令和 7 年度は、市内 258 業者中 15 事業者が協力雇用主として保護観察所に登録し、制度導入前と比較して、12 事業者の増加となりました。

基本目標 2 については以上となります。

続きまして、53 ページをご覧ください。基本目標 3 の「地域で支え合い、安心して暮らせる地域づくり」では、4 施策、45 事業を掲載しています。

まず、基本施策 1「防災・防犯対策の充実」では、16 事業を掲載しています。

No. 77「避難行動要支援者事業」について、担当は福祉政策課になります。

事業概要としては、GIS 連動型避難行動要支援者支援システムの運用や避難行動要支援者名簿への登録及び個別避難計画の作成により、災害時に自ら避難することが困難な人が、地域の中で支援を受けられる体制を

構築するというものです。

取組実績としては、「広報はちのへ」などで制度の周知や要支援者支援に関する協定締結の呼びかけを行い、令和 7 年度末時点で、避難行動要支援者名簿には 2,276 人に登録いただき、協定締結団体は 117 団体となりました。

新規名簿登録者へは、専用ケースに病歴や緊急連絡先が記載されたシートなどを入れ、マグネットで冷蔵庫などに貼ることができる救急医療情報キットを配付しました。

また、避難行動要支援者名簿は、民生委員や協定を締結した自主防災組織などへ年 2 回の更新の上、配付しております。

個別避難計画については、湊、白銀、鮫、市川、南浜の市内 5 地区の要支援者を対象に、令和 7 年度末時点で 294 人の作成が完了しました。

続きまして、54 ページ下段をご覧ください。No. 79「地域の安心・安全見守り活動推進事業」について、担当は福祉政策課になります。

事業概要としては、宅配業者、タクシー会社、新聞販売店などと「地域の安心・安全見守り協定」を締結し、事業者が業務上把握した地域住民の状況に関する情報提供を受け、必要な対応につなげる体制を構築するものです。

取組実績としては、新たに 2 事業者と協定を締結するとともに、協力事業者からの高齢者等の異変に関する通報 323 件に対し、早期の対応と対策を行いました。

また、見守り体制の強化のため、市と協力事業者との情報交換会を 1 月 19 日に開催したほか、広報はちのへ及び市ホームページにおいて、事業の周知を行いました。

次に、基本施策 2「住民主体による支え合いの促進」では、18 事業を掲載しています。

67 ページ上段をご覧ください。No. 99「民生委員・児童委員活動の推進」について、担当は福祉政策課になります。

事業概要としては、民生委員・児童委員の資質向上や啓発活動に取り組む民生委員児童委員協議会と連携し、情報交換や諸問題の解決に向けた協議等を行うとともに、同協議会への運営支援を行うというものです。

取組実績としては、毎月開催される民生委員児童委員協議会の役員会・会長会のほか、年 1 回開催される情報交換会に出席し、市の取組に係る周知や情報交換を行いました。

また、民生委員の活動や事務の理解に役立ててもらうため、民生委員へ依頼している事務内容を取りまとめた「民生委員・児童委員事務の手引き」の更新を行い、配付したほか、民生委員協力員制度の拡充に取り組みました。

次に、基本施策3「ボランティア・NPO活動の活性化」では、5事業を掲載しています。

74ページをご覧ください。No.109「元気な八戸づくり」市民奨励金制度」について、担当は市民連携推進課になります。

事業概要としては、市民活動団体や地域コミュニティ活動団体が取り組む自主的な公益性のあるまちづくり活動に対し、奨励金を交付するというものです。

取組実績として、令和7年度奨励金交付事業では、16団体の応募がありました。うち1団体は辞退いたしましたが、応募件数は増加傾向にあり、公開ヒアリング審査会を経て決定した11団体に、合計2,912,000円の奨励金を交付しました。

次に、基本施策4「暮らしやすい生活環境の整備」では、6事業を掲載しています。

78ページ上段をご覧ください。No.115「福祉バス運営事業」について、担当は福祉政策課になります。

事業概要としては、市内に拠点を置く各種福祉団体の移動手段確保と社会活動促進等を図るため、研修や大会への参加や行事を行う際に、1日2台を上限に無料で福祉バスを運行するというもので、取組実績としては、シニアクラブや障がい者団体の活動に計181回運行し、5,299人にご利用いただきました。

基本目標3については以上となります。

続きまして、79ページをご覧ください。基本目標4の「思いやりの心と人づくり」では、3施策、17事業を掲載しています。

まず、基本施策1「担い手の育成・支援」では、9事業を掲載しています。

80ページ下段をご覧ください。No.119「ゲートキーパー研修の開催」について、担当は保健予防課になります。

事業概要としては、自殺のサインに気づき、必要に応じて専門の相談機関につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」を養成し、幅広く自殺対策を支える人材を育成するというもので、取組実績としては、ゲートキーパー研修を4回開催し、延べ184人が受講いたしました。

次に、基本施策2「福祉教育の推進と福祉意識の醸成」には、6事業を掲載しています。

83ページ下段をご覧ください。No.124「青少年の地域活動の推進事業」について、担当は教育指導課となります。

事業概要としては、若い世代がボランティア活動を通して地域社会の一員としての自覚と関心を深めるため、中・高生のボランティア登録とボランティア派遣を行うものです。

取組実績としては、2,716人の中・高生にボランティア登録いただき、各種団体からのイベントへの派遣依頼に応じ、種差海岸、各地区公民館へ合計50回、1,494人の中・高生を派遣しました。

次に、基本施策3「世代間交流の促進」では、2事業を掲載しています。

84ページをご覧ください。No.125「地域伝統芸能の後継者養成への支援」について、担当は社会教育課になります。

事業概要としては、無形民俗文化財の後継者養成のための事業に対し、助成を行うというものです。

取組実績としては、「八戸市無形民俗文化財後継者養成事業費補助金」を8団体に交付したほか、「八戸三社大祭副読本」を作成し、市内小学生使用学年全員に配付したほか、民俗芸能の夕べを開催し、7団体の出演により400人が観覧しました。

基本目標4については以上となります。

続きまして、85ページをご覧ください。事業の進捗状況および自己評価についてご説明いたします。これまで説明した84ページまでの事業実施状況シートの「事業進捗状況」と、「自己評価」の部分について、全事業の集計結果を掲載しております。

上段の事業の「進捗状況」をご覧ください。各事業では、「評価基準」に基づき、事業担当課による評価を行い、その集計結果を掲載しております。◎の「予定どおり実施できた」と、○の「おおむね予定どおり実施できた」の合計が全体で99.3%となっております。

また、未実施の事業が 1 件ございます。こちらについては、事前質問をいただいておりますので、補足して説明いたします。

42 ページにお戻りください。42 ページ下段の No. 61「福祉サービスの苦情相談・解決事業」が未実施事業となりますが、この事業は、県社会福祉協議会が設置している「青森県運営適正化委員会」が実施しているもので、具体的には、福祉サービスに関する苦情や相談の受け付け、解決のための助言、調査、話し合いへの立会い、あっせん等を行う事業となります。表では、担当部署として「関係各課」と記載しておりますが、関係する複数の課で関連性があるという意味合いで記載しており、市として実施しているものではないので、「未実施」として整理しております。

それでは 85 ページにお戻りいただきまして、85 ページ下段をご覧ください。「自己評価」についてですが、こちら「評価基準」に基づき、各事業について、事業担当課による評価を行い、その集計結果を掲載しております。「想定どおりの実施効果・成果が得られた」と、B の「おおむね想定どおりの実施効果・成果が得られた」の合計が全体で 99.3%となっております。D の評価対象外の事業が 1 件ございますが、先ほど、事業の進捗状況で説明した未実施事業となります。

次に 86 ページをご覧ください。評価指標についてご説明いたします。計画の達成状況を測るための「評価指標」を基本目標ごとに、3 から 6 指標を設定し、令和 7 年度までの実績値と第 4 期計画最終年度における目標値を示しております。この目標値は、基本目標ごとに、その達成状況を測るための「目安」という位置づけであり、実績値が目標値にどの程度近づいているのか、どの程度超過しているのか、その推移について検証することとしております。そのため、計画期間の途中で目標値を達成していても、目標値の見直しは行わないこととしております。

なお、目標値に関する補足が 2 点あり、1 点目ですが、87 ページ中段の「民間企業における障害者の雇用率」でございますが、法定雇用率は、令和 5 年度は 2.3%、令和 6 年 4 月から 2.5%、令和 8 年 7 月から 2.7%と段階的に引き上げることとされております。令和 7 年度の実績は、これを踏まえても、達成されている状況となっております。

2 点目ですが、91 ページ上段をご覧ください。「行政活動ボランティアの実働数」については、数値の集計がこれからのため、令和 7 年度の数値の掲載はございません。

福祉部次長兼
福祉政策課長

評価指標と目標値は、基本目標の 1 から 4 までで 20 事業で設定しており、全体を見てみますと、直近の実績が前年度より増加している事業が 12 件、横ばいの事業が 4 件、減少の事業が 4 件となっており、令和 7 年度に新たに目標値を達成した事業が 2 事業増え、既に目標値達成済みの事業は 10 件となりました。

このうち、実績が前年度より減少し、かつ、現時点で目標値に達成していない事業のうち、90 ページ下段の「民生委員・児童委員の定数に対する充足率」及び 91 ページ下段の「65 歳未満の民生委員・児童委員の割合」について、状況を報告いたします。

現在の民生委員の定数は 538 人であり、令和 7 年度末時点の委嘱者数は 477 人となっております。このうち評価指標となっている民生委員・児童委員の定数に対する充足率は 88.7%、65 歳未満の民生委員数は 100 人となっています。参考までに、民生委員の平均年齢は 69.8 歳、最高齢は 85 歳、最年少は 38 歳となっております。

令和 7 年度は 3 年に一度の一斉改選の年に当たりまして、充足率等の数字が減少している状況となっておりますが、民生委員活動を補佐する「福祉協力員」の配置基準を拡大するなど、民生委員の負担軽減策に取り組んでまいりました。

今後につきましては、町内会での回覧板を活用し、広く民生委員・児童委員活動に対する市民の理解促進や関心の醸成を図りながら、充足率の改善を目指すとともに、活動費の増額に向けた働きかけを行うなど、民生委員の活動しやすい環境改善を目指し、引き続き、目標値を達成できるよう取り組んでまいります。

以上で、「第 4 期八戸市地域福祉計画 令和 7 年度事業実施状況報告」について事務局からの説明を終わります。

専門分科会長

お疲れ様でした。

ただいまの事務局からの説明に対しまして、委員の皆様からご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員

先ほどの 42 ページ下段の「福祉サービスの苦情相談・解決事業」ですけれども、これは特に市で実施する事業ではないという説明でしたが、そうするとこの表に入れる必要がないのではないかと思います。未実施事業として 1 つだけ載せてあるのは目立つので、関連してないということであれば、正直載せる必要がないのではないかと思います。

委員

もう 1 点、民生委員の活動費増額について説明がありましたけれど、そういう可能性もあるんですか。

専門分科会長

では、今の 2 点について、大沢次長。

福祉部次長兼

福祉政策課長

はい。まず先ほどの未実施のところですけども、これまでの進捗状況の整理の中で、令和 6 年度や 5 年度も未実施として整理してきた関係もあって、今回も未実施として整理させていただきました。市として実施しているものではないですけども、県に苦情相談等が行った際に、県を通じて各事業所さんに情報提供などが行われるという意味で、計画として掲載されておりますので、一応、全ての事業とその達成状況という整理の中では、未実施として掲載させていただいてきたという経緯がございますので、そこはご理解いただければと思います。

それから、2 点目の民生委員の活動費について、増額という考え方があるのかというところですけども、過去にも、少し増額させていただいたという経緯がございます。他都市を見ますと、当市より低い都市もあれば、高い都市もございますので、他都市との状況も研究させていただきながら、必要に応じて、そういったやり方も考えられるのかなと思ってございます。活動費を上げたから民生委員のなり手が増えるとは一概には言えませんが、民生委員の不足は、当市だけの問題ではなく、全国的な話でもございますので、そういったところの事例も研究させていただきながら、充足に向けて取り組んでいきたいと思っております。

委員

わかりました。

専門分科会長

よろしいですか。他にございますか。

委員

1 点ですね、説明にはなかったんですが、25 ページの No. 30 「AED 普及促進事業」なんですが、取組実績として AED マップの整備と載っていますが、実際マップは整備されたのか、もしされているのであれば、どこに行けば手に入るかを教えていただきたいです。

福祉部次長兼

福祉政策課長

市のホームページに掲載されており、こちらから入手できるようになってございますので、ご覧いただければと思います。令和 8 年 4 月 1 日現在としてホームページに掲載してございますので、令和 7 年度に整備したということになります。

委員

はい、わかりました。

専門分科会長

他にございませんか。

ないようでありますので、これをもちまして議事を終了させていただきます。

閉会

司会

坂本会長ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和 8 年度 第 1 回 健康福祉審議会 社会福祉専門分科会」を閉会いたします。

本年度は今回を含め 4 回、本会議を開催する予定としております。

次回は、10 月 8 日木曜日 13 時 30 分から、今回と同じく、議会第 1 委員会室で開催する予定としております。

委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。